

シーンⅣ-8 木質バイオマス活用拠点形成事業

事業目的

林内に放置されている切捨間材等の未利用資源を燃料などの原料として新たに利用するための体制整備を推進し、CO₂排出抑制や資源循環型社会の形成に向けた木材資源の有効利用を図り、地球温暖化防止に貢献します。

事業内容

**バイオマス加工拠点の形成促進と安定供給体制の整備を支援！
木質バイオマスの燃料利用の普及を支援！**

1 木質バイオマスステーション形成促進対策

【概要】

(1)木質バイオマス集出荷拠点整備検討会議の開催

バイオマス集出荷拠点の整備や安定取引のしくみづくりに向けた検討会議を開催

(2)木質バイオマス資源搬入支援

間伐林等から加工拠点までの林地残材の搬出・運搬経費を支援

(3)木質バイオマス出荷拡大支援

移動可能なチップ製造機械等(リース及び保有)による破碎経費を支援

【実施主体】(1)宮城県, (2)(3)森林組合, 素材生産業者等

【事業量(H27)】(1)年4回, (2)約1万m³, (3)約5千m³

【事業費(H27)】(1)300千円

【補助額】(2)1,500円/m³, (3)2,000円/m³

2 木質バイオマス燃料利用普及促進対策

(1)木質バイオマスボイラー導入設備支援

【概要】事業者が行う木質燃料利用施設の整備を支援

【実施主体】農林産事業者, NPO等

【事業量(H27)】1施設程度

【補助率】1/2以内 【上限額】10,000千円/施設

(2)木質バイオマス利用地域モデル支援

【概要】モデル地域でのペレットストーブ購入を支援

【実施主体】モデル地域世帯

【事業量(H27)】1地域程度(47台)

【上限額】100千円/台

事業効果

CO₂削減効果

7,333t-co₂/年



(移動式チップパーによる破碎)

税導入後のイメージ



現 状

●スギ林の間伐等で発生した形質不良木や、根元部・梢端部・枝葉は収集・運搬等に経費を要するため、林地に放置され、利用されていません。

木質バイオマスを集約的に破碎処理して燃料や原料として有効利用